

対象事業の種類と規模

現行制度全体の点検・評価をする一環で、ここでは対象事業の種類と規模について点検します。対象事業の種類と規模は、他法令や社会情勢の変化、名古屋市内での実施の可能性を考慮する必要があります。

1 現在の対象事業の種類と規模

- ・ 現行条例では、対象事業は、環境影響評価法と同様に道路や鉄道を対象としているほか、法では対象としていない廃棄物処理施設（ごみ焼却施設など）、大規模建築物の建設なども対象としている。他方、市内での実施が考えにくいダムや飛行場の設置などは対象としていないなど、地域特性に応じた対象事業を設定している。
- ・ 規模要件は、法や県条例の規模要件より小さく設定している。
- ・ 名古屋市環境影響評価指導要綱により手続きを開始した件数は42件、現行条例により手続きを開始した件数は11件である。

表 環境影響評価の手続開始件数（平成22年版 名古屋市環境白書 抜粋）

事業の種類	名古屋市環境影響評価指導要綱 (S54.4.1～H11.6.12)	名古屋市環境影響評価条例 (H11.6.12～)
1 道路の建設	3	0
2 鉄道又は軌道の建設	12	2
3 発電所の建設	1	0
4 工場又は事業場の建設	0	0
5 下水道終末処理場の建設	1	1
6 廃棄物処理施設の建設	5	1
7 公有水面の埋立て	0(+1)	0
8 住宅団地の建設	1	0
9 大規模建築物の建築	16	7
10 レクリエーション施設の建設	—	0
11 工業団地の造成	0	0
12 流通業務団地の造成	0	0
13 土地区画整理事業	2	0
14 開発行為に係る事業	1(+1)	0

注 ()内の数字は、2つの事業種に重なるものを延べ件数として計上した。
要綱と条例では、対象とする事業の種類のカテゴリ、規模要件が異なっているものがある。

2 国による対象事業の追加の動き

- ・中央環境審議会の答申（平成22年2月22日）、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」の検討結果（平成23年6月21日）に基づき、風力発電所の設置の工事の事業等を環境影響評価法の対象事業とする見込み。
- ・規模要件は以下のとおり。
 - 第一種事業：出力が1万kW以上である風力発電所の設置の工事の事業
 - 第二種事業：7,500kW以上1万kW未満である風力発電所の設置の工事の事業

3 課題

- (1) 現行条例の規模要件に満たない事業であっても、周辺の環境を著しく悪化させる可能性がある。
- (2) 改正法では、風力発電所が対象事業に追加される見込み。
- (3) 対象事業の捉え方（関連する事業）が曖昧である。

4 今後の方針(案)

- * 現行条例の対象事業の種類及び規模で引き続き運用する。
 - 名古屋市では、現行条例の制定以降、環境影響評価の対象事業の種類・規模の変更に係るような大きな社会情勢の変化はないと考える。
 - 改正法で対象事業として追加される見込みの風力発電所は、名古屋市内における適地がなく、今後の名古屋市内での実施の可能性は低いと考えられ、現行条例の対象事業である「発電所の建設」から分離して、新たに対象事業として追加する必要はないと考える。
- * 関連する事業を対象事業として捉える範囲は、考え方を明確にすべき。